

令和 8 年度

特定環境保全公共下水道事業

---

比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事

仕 様 書

---

事業主体 広島県庄原市

施工箇所 庄原市比和町木屋原地内

| 工 事 概 要 |                    |                 |                                                   |        |    |        |              |
|---------|--------------------|-----------------|---------------------------------------------------|--------|----|--------|--------------|
| 工 事 名   | 比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事 |                 |                                                   |        |    |        |              |
| 施 行 箇 所 | 広島県 庄原市比和町木屋原地内    |                 |                                                   |        |    |        |              |
| 工 事 概 要 | 費目工種               | 工 種             | 種 別 ・ 細 別                                         | 数 量    |    | 単位     | 摘 要          |
|         |                    |                 |                                                   | 当初     | 変更 |        |              |
|         | 機械設備更新工事           |                 |                                                   |        |    |        |              |
|         | 機器費                | 汚泥掻寄機<br>スカムスキマ | 中央駆動チェーン吊下げ式 φ8.0m*3.0m, 0.4kw<br>パイプスキマ集水装置 250A | 1<br>1 |    | 台<br>台 |              |
|         | 輸送費                | 輸送費             | 汚泥掻寄機 10tトラック<br>スカムスキマ 2tユニック                    | 1<br>1 |    | 式<br>式 |              |
|         | 仮設費                | 仮設工事            | 汚泥掻寄機<br>スカムスキマ                                   | 1<br>1 |    | 式<br>式 | 1ヵ月分<br>1ヵ月分 |

| 事業費総括表    |    |       |  |
|-----------|----|-------|--|
| 費目        | 金額 | 精算見込額 |  |
| 工事費       | 円  | 円     |  |
| 本工事費      |    |       |  |
| 工事価格      |    |       |  |
| 消費税相当額    |    |       |  |
| 附帯工事費     |    |       |  |
| 測量及び試験費   |    |       |  |
| 用地費       |    |       |  |
| 補償費       |    |       |  |
| 船舶及び機械器具費 |    |       |  |
| 工事雑費      |    |       |  |
| 応急工事費     |    |       |  |
| 事務雑費      |    |       |  |
| 合計        | 円  | 円     |  |

庄原市

令和 8 年度

比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事

庄原市比和町木屋原

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

## 積 算 情 報

|         |                    |         |                             |
|---------|--------------------|---------|-----------------------------|
| 工事名     | 比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事 |         |                             |
| 執行年度    | 令和 8 年度            | 諸経費区分   | 下水道ポンプ場 令和07年度              |
| 工種区分    | 機械設備               | 変更回数    |                             |
| 単価適用年月日 | 令和 8年 6月 1日付 公共    | 単価地区    | 51:庄原市(旧総領町, 旧東城町, 旧高野町を除く) |
| 機損適用年月日 | 令和 7年度 公共・林道       | 歩掛適用年月日 | 令和 7年 8月 公共                 |

## 補 正 情 報

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 施工地域及び<br>工事場所による補正率 | 設定区分無し            |
| 現場環境改善費              | 設定区分無し            |
| 冬期補正                 | 設定区分無し            |
| 緊急工事補正               | 設定区分無し            |
| 前払支出割合区分             | 3 5 %を超える場合       |
| 契約保証に係る補正            | 発注者が金銭的保証を必要とする場合 |
|                      |                   |

## 本 工 事 費 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目                   | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------------------------|-----|----|-----|-----|--------|-----|
| 機械設備01                                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 【機器費】                                   | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 機器費(設計技術費対象)                            | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 汚泥掻寄機 中央駆動チェーン吊下げ式<br>φ8.0m*3.0m、0.4k w | 1   | 台  |     |     |        |     |
| スカムスキマ パイプスキマ集水装置<br>250A               | 1   | 台  |     |     |        |     |
| 【据付工事】                                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 輸送費                                     | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 汚泥掻寄機 輸送費<br>10 t トラック                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| スカムスキマ 輸送費<br>2 t ユニック                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 労務費                                     | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 一般労務費                                   | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 普通作業員                                   |     | 人  |     |     |        |     |

## 本 工 事 費 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目                                         | 数 量  | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|---------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|--------|-----|
| 設備機械工                                                         |      | 人  |     |     |        |     |
| 機械設備据付労務費                                                     | 1    | 式  |     |     |        |     |
| 機械設備据付工標準賃金                                                   |      | 人  |     |     |        |     |
| 複合工費                                                          | 1    | 式  |     |     |        |     |
| 鉄屑(ヘビーH1)<br>厚さ6mm以上,幅高500mm以下<br>長さ1,200mm以下, 質量1,000kg以下    | 3.87 | t  |     |     |        |     |
| 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し<br>クレーン装置付4-4.5t積 吊能力2.9t                   | 3.87 | t  |     |     | P 1 号  |     |
| 現場発生品及び支給品運搬<br>クレーン装置付4-4.5t積 吊能力2.9t<br>DID区間無 運搬距離37.5km以下 | 3.87 | t  |     |     | P 2 号  |     |
| 直接経費                                                          | 1    | 式  |     |     |        |     |
| 機械経費(率化)                                                      | 1    | 式  |     |     |        |     |
| 仮設費(率化)                                                       | 1    | 式  |     |     |        |     |
| 仮設費                                                           | 1    | 式  |     |     |        |     |
| 仮設工事(汚泥掻寄機)                                                   | 1    | 式  |     |     |        |     |

| 本 工 事 費 内 訳 書         |     |     |     |     |        |             |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-------------|
| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準         |
| 仮設工事（スカムスキマ）          | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 直接工事費計(据付工事)          | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 共通仮設費計                | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 共通仮設費(率化)             | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 共通仮設費率分               | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 純工事費                  | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 現場管理費                 | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 据付間接費                 | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 据付工事原価                | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 設計技術費                 | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 工事原価                  | 1   | 式   |     |     |        |             |
| 一般管理費等                | 1   | 式   |     |     |        | 金銭的保証を必要とする |

| 本 工 事 費 内 訳 書         |     |     |     |     |        |     |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
| 工事価格                  | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 消費税等相当額               | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 合計                    |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |
|                       |     |     |     |     |        |     |

比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事

| 【 第 1 号 施工パッケージ 】<br>現場発生品及び支給品積込み・荷卸し クレーン装置付4-4.5t積 吊能力2.9t 1 t 当り |          |     |        |        |        |        |     |
|----------------------------------------------------------------------|----------|-----|--------|--------|--------|--------|-----|
| 名 称 ・ 規 格                                                            | 金額構成比(%) | 金 額 | 構成比(%) | 基準地区単価 | 積算地区単価 | 明細単価番号 | 基 準 |
| 【機械】                                                                 |          |     | 17.23  |        |        |        |     |
| トラック[クレーン装置付]<br>ヘビーストラック4～4.5t積 吊能力2.9t                             |          |     | 17.23  |        |        |        |     |
| 【労務】                                                                 |          |     | 78.98  |        |        |        |     |
| 運転手（特殊）                                                              |          |     | 39.73  |        |        |        |     |
| 特殊作業員                                                                |          |     | 38.87  |        |        |        |     |
| その他(労務)                                                              |          |     |        |        |        |        |     |
| 【材料】                                                                 |          |     | 3.79   |        |        |        |     |
| 軽油<br>パトロール給油,2～4KL積載車給油                                             |          |     | 3.79   |        |        |        |     |
| 【端数調整】                                                               |          |     |        |        |        |        |     |
| [条件]<br>[J1] = 2 トラック機種 クレーン装置付4-4.5t積 吊能力2.9t                       |          |     |        |        |        |        |     |
|                                                                      |          |     |        |        |        |        |     |
|                                                                      |          |     |        |        |        |        |     |

庄原市

比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事

| 【 第 2 号 施工パッケージ 】                                                               |          |     |                          |        |        |        |     | 1 t 当り |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|--------------------------|--------|--------|--------|-----|--------|
| 現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付4-4.5t積 吊能力2.9t<br>(DID区間無 ,運搬距離37.5km以下 )                  |          |     |                          |        |        |        |     |        |
| 名 称 ・ 規 格                                                                       | 金額構成比(%) | 金 額 | 構成比(%)                   | 基準地区単価 | 積算地区単価 | 明細単価番号 | 基 準 |        |
| 【機械】                                                                            |          |     | 17.30                    |        |        |        |     |        |
| トラック[クレーン装置付]<br>ヘビーストラック4～4.5t積 吊能力2.9t                                        |          |     | 17.30                    |        |        |        |     |        |
| 【労務】                                                                            |          |     | 78.90                    |        |        |        |     |        |
| 運転手（特殊）                                                                         |          |     | 39.87                    |        |        |        |     |        |
| 特殊作業員                                                                           |          |     | 39.03                    |        |        |        |     |        |
| 【材料】                                                                            |          |     | 3.80                     |        |        |        |     |        |
| 軽油<br>パトロール給油,2～4KL積載車給油                                                        |          |     | 3.80                     |        |        |        |     |        |
| 【端数調整】                                                                          |          |     |                          |        |        |        |     |        |
| [条件]<br>[J1] = 2 トラック機種 クレーン装置付4-4.5t積 吊能力2.9t<br>[J5] = 12 片道運搬距離(km) 37.5km以下 |          |     | [J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無 |        |        |        |     |        |
|                                                                                 |          |     |                          |        |        |        |     |        |
|                                                                                 |          |     |                          |        |        |        |     |        |

# 特記仕様書

第 1 章 総 則  
第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・土木工事共通仕様書 （令和 7 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）  
※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
  - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
  - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
  - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
  - ・ 3-1-1-7 工事完成図書納品の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

| 土木工事共通仕様書に規定されている用語等 |                       |                           | 特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等          |
|----------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 1-1-1-2 用語の定義        | 6. 設計図書               | 工事数量総括表                   | 本工事費内訳書                        |
| 1-1-2-1 適用           | 2. 共通仕様書の適用           | 土木工事監督規程                  | 庄原市建設工事監督規程                    |
| 1-1-2-1 適用           | 2. 共通仕様書の適用           | 土木工事検査規程                  | 庄原市建設工事検査規程                    |
| 1-1-2-2 用語の定義        | 1. 監督職員               | 建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号） | 庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号） |
| 1-1-2-2 用語の定義        | 2. 総括監督員              | 広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）  | 庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）      |
| 1-1-2-2 用語の定義        | 4. 技術検査               | 土木工事検査技術基準                | 庄原市建設工事検査基準                    |
| 1-1-2-2 用語の定義        | 5. 検査職員               | 建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号） | 庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号） |
| 1-1-2-5 工事の下請負       | 1. 下請負者の資格            | 広島県の建設工事入札参加資格            | 庄原市の建設工事入札参加資格                 |
| 1-1-2-5 工事の下請負       | 2. 指名除外               | 広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止    | 庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外           |
| 1-1-2-5 工事の下請負       | 5. 下請け                | 広島県内                      | 庄原市内                           |
| 1-1-2-5 工事の下請負       | 6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書 | 県外                        | 市外                             |

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代

理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- (2) 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
  - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
  - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
  - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
  - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
  - (5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
  - (6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
  - (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
  - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
  - (3) 下請次数が3を超えないこと。
  - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
  - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
  - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
  - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
  - (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
  - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
  - (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
  - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
  - (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
  - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
  - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
  - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
  - (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
  - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
  - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に

おける当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね２時間以内であること。

- (４) 下請次数が３を超えないこと。
  - (５) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
  - (６) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
  - (７) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
  - (８) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
  - (９) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の５第１項の規定を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の５第１項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項（３）～（８）を確認するため、施工計画書に前項（７）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

## 第 6 節 中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とし、実施については次のとおり取り扱う。

- 1 中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督職員が行う。
- 2 原則として、請負代金額が 2,000万円以上 2 億円未満の工事は、中間検査を 1 回実施し、2 億円以上の工事は 2 回実施する。ただし、災害復旧工事等については、請負代金額が 5,000万円以上 2 億円未満の工事について、中間検査を 1 回実施し、2 億円以上の工事は、2 回実施する。

## 第 7 節 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの利用対象工事であり、実施については土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

## 第 8 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和２年11月（令和７年８月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

## 第 9 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
  - (１) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
  - (２) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
  - (３) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

## 第 10 節

## 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

## 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

## 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

## 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

## 4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

## 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
  - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
  - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

## 6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

## 7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

## 8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

## 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- （1）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- （2）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- （3）建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- （4）建設発生土の搬出量
- （5）建設発生土の搬出が完了した日

## 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

## 11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

## 12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

## 13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- （1）国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- （2）受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- （3）ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- （4）9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

## 第 2 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

# 比和浄化センター汚泥掻寄機更新工事

## 特 記 仕 様 書 (機 械)

令和 8 年度

庄 原 市

# 目 次

|     |         |       |    |
|-----|---------|-------|----|
| 第1章 | 総 則     | ----- | 3  |
| 第2章 | POD設備   | ----- | 6  |
| § 1 | 汚泥掻寄機   | ----- | 6  |
| § 2 | スカムスキマ  | ----- | 7  |
| 第3章 | 撤去工     | ----- | 8  |
| § 1 | 撤去機器    | ----- | 8  |
| 第4章 | 仮設工事（案） | ----- | 9  |
| § 1 | 汚泥掻寄機   | ----- | 9  |
| § 2 | スカムスキマ  | ----- | 9  |
| 第5章 | 電気設備工事  | ----- | 10 |
| § 1 | 一般事項    | ----- | 10 |
| § 2 | 工事範囲    | ----- | 10 |
| § 3 | 据付工事    | ----- | 11 |

## 第1章 総則

### 第1条 工事仕様

1. 本工事は、契約図書及び以下の設計図書に基づき施工する。
  - (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。
    - 1) 機械設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）（令和 7 年版）
    - 2) 機械設備標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）（令和 7 年版）
    - 3) 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
  - (2) 本工事に含まれる土木工事は、別途特記仕様書等による。
2. 特記仕様
  - (1) 特記事項の各項目は、項目番号の前に■印の付いたものを本工事に適用する。
  - (2) 特記事項に記載された内容が関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、諸法令等の遵守（一般仕様書第137条）の規程を優先する。

### 第2条 工事概要

1. 工事名  
〔 比和浄化センター 汚泥掻寄機更新工事 〕
2. 本工事の概要  
〔 本工事は、ストックマネジメント計画で改築対象となった汚泥掻寄機の更新工事 〕
3. 工事場所  
〔 広島県庄原市比和町木屋原地内 〕
4. 計画概要  
全体計画処理水量 〔 計画1日最大処理水量：400m<sup>3</sup>/日 〕  
処理法等 〔 プレハブ式オキシデーションディッチ法 〕
5. 工事内容

本工事における機械設備工事の工事内容は、下表において■印のものとする。

#### 【比和浄化センター】

| 新設                       | 増設                       | 改築                                  |       |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | POD設備 |

## 6. 施工条件明示

### 隣接工事又は関連工事の概要

| 工事名                 | 工期（予定）     | 工事概要                  | 備考 |
|---------------------|------------|-----------------------|----|
| 比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事 | ～令和8年9月30日 | 同場内の脱水機他機器更新および配管改修工事 |    |

### 第3条 一般事項

#### ■ 1. 本工事は、改築工事である。

- (1) 既存施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し、施設全体の機能を十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行う。
- (2) 工事現場においては、現地作業内容手順等を十分検討のうえ、養生等事前処置及び復旧を適切に実施し、既設機器の運転に支障がないように工事を行う。

#### ■ 2. 環境条件

標高（約 386 m）

##### ■ 寒冷地

騒音規制区域について

■ 指定なし（ dB）敷地境界

悪臭規制区域について

■ 指定なし

### 第4条 総合試運転

■ 本工事は、総合試運転を含んでいない。

### 第5条 積上げ積算項目

本工事には、積上げ積算項目が含まれている。

#### ■ 第6条 工事の一時中止

基本計画書の作成

- (1) 契約書第20条の規定により、工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を提出し、承諾を受ける。

基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

■第7条 アスベスト含有の調査等

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号 令和5年10月改正厚生労働省令第29号）に基づく解体等の作業を行うときは、事前調査を行い、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下、改修工事標準仕様書（建築工事編）という。）1.5.1(イ)により調査結果を監督職員へ提出する。調査の結果、設計図書と異なる場合は、改修工事標準仕様書1.5.1(ウ)による。

(1) 建物の完成年度

■〔比和町水質管理センター建設工事〕 平成16年（西暦 2004 年）

(2) 設備工事の完成年度

■〔比和町水質管理センター水処理設備工事〕 平成16年（西暦 2004年）

(3) アスベスト含有の有無

|                    |                             |                              |                             |
|--------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| ■ダクトフランジ用ガスケット     | <input type="checkbox"/> 含有 | ■非含有                         | <input type="checkbox"/> 不明 |
| ■配管の成型保温材（主にエルボ部分） | <input type="checkbox"/> 含有 | <input type="checkbox"/> 非含有 | ■不明                         |
| ■バルブのガスケット         | <input type="checkbox"/> 含有 | ■非含有                         | <input type="checkbox"/> 不明 |
| ■機器（汚泥掻寄機          | <input type="checkbox"/> 含有 | ■非含有                         | <input type="checkbox"/> 不明 |

(4) 分析調査

■行わない

ただし、ダクト、配管、機器を撤去する場合、フランジ用ガスケット、保温材、機器等にアスベストが含有しているか否かを、石綿障害予防規則に従い目視確認する。  
（ただし、昭和60年度以前竣工の建築物については、アスベストが含有しているものとして取り扱う。）

■第12条 枠組足場

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省基発1226第2号令和5年12月26日）により行うこと。

■第13条 発注図データの貸与

- (1) 完成図書作成等の利用に供するため、発注図面のCADデータを受注者に貸与する。
- (2) 提供するCADデータは、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- (3) 図面とCADデータの内容に相違がある場合は、図面の内容が優先する。

## 第2章 POD設備

## § 1 污泥搔寄機

## 1. 使用目的

汚泥掻寄機は、沈殿池内に沈殿した汚泥を、池中央の汚泥ピット内にかき集めるものである。

## 2. 仕 様

| 項 目           | 仕 様                      | 備 考 |
|---------------|--------------------------|-----|
| (1) 型 式       | 中央駆動チェーン吊下げ型             |     |
| (2) 槽 寸 法     | 径 $\phi$ 8.0 m×側水深 3.0 m |     |
| (3) 周 速 度     | 約1.5～2.5 m/min           |     |
| (4) 電 動 機 出 力 | 0.4 kW                   |     |
| (5) 電 源       | 200 V× 60 Hz             |     |
| (6) 数 量       | 1 基                      |     |

### 3. 標準仕様書の適用

## 第5章 第1節 §2

#### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

(1) パイプスキマ

- a) 有                      b) 無

(2) コンクリートスラブ (他工事)

- a) 有                      b) 無

(3) 駆動装置用減速機のカバー

- a) 有 (屋外の場合)      b) 無 (屋内の場合)

## 5. 特記事項

## § 2 スカムスキマ

### 1. 使用目的

スカムスキマは、反応タンク、最終沈殿池のスカムを除去するものである。

### 2. 仕 様

| 項 目          | 仕 様          | 備 考 |
|--------------|--------------|-----|
| (1) 型 式      | パイプスキマ (手動式) |     |
| (2) パイプスキマ口径 | φ 250 mm     |     |
| (3) 数 量      | 1 基          |     |

### 3. 特記事項

### 第3章 撤去工

#### § 1 撤去機器

##### 1. 機器仕様及び施工範囲

| 番号 | 名称     | 仕様                          | 出力<br>(kW) | 数量 | 備考 |
|----|--------|-----------------------------|------------|----|----|
| 1  | 汚泥掻寄機  | 中央駆動チェーン吊下げ式<br>φ 8.0m×3.0m | 0.4        | 1  |    |
| 2  | スカムスキマ | パイプスキマ<br>φ 250mm           | -          | 1  |    |

## 第4章 仮設工事（案）

### §1 汚泥掻寄機

#### 1. 概要

汚泥掻寄機の更新工事期間中、沈殿池を液抜きし空にして汚水の流入が無いようにして工事を行う必要がある。そのため沈殿池が使用できなくなり、反応タンクからの汚水を処理する必要がある。

反応タンクから汚水を引抜き、固液分離を行い、塩素接触水路に放流とする。

#### 2. 仮設工事（案）

##### ①仮設沈殿池の設置（仮設タンク）

水面積負荷20m<sup>2</sup>以上の仮設タンクを設置する。

##### ②汚水流入ポンプ、返送汚泥ポンプの設置

##### ③上記ポンプの仮設動力盤。制御盤の設置

### §2 スカムスキマ

#### 1. 概要

スカムスキマ更新するために、反応タンクの水位を下げて運転する必要がある。水位を下げると、反応タンクに設置されているエアレーション装置が運転できなくなる。

#### 2. 仮設工事（案）

##### ①エアレーション装置の仮設架台設置

エアレーション装置を下げるための仮設架台を設置する。

## 第5章 電気設備工事

### § 1 一般事項

本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。

受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 建設業法
- (4) 公害対策基本法
- (5) 水質汚濁防止法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 下水道法
- (9) 電気事業法
- (10) 道路交通法
- (11) 騒音規制法
- (12) その他関係法令、条例

受注者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。

- (1) 日本電機工業会規格（J E M）
- (2) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (3) その他関連の規格

工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

### § 2 工事範囲

#### 1. 脱水設備工事

本工事は、既設脱水機設備関係の改築工事を行うもので、内容は下記の通りである

- (1) 脱水機供給汚泥量計
- (2) ポリ鉄貯留タンク液位計
- (3) 作業用電源盤(2)
- (4) その他上記に伴う機器の撤去及び諸工事

#### 2. 試運転調整

本工事は上記工事完了後行うもので、内容は下記の通りである。

- (1) 実負荷運転試験
- (2) データ通信試験
- (3) その他必要な試験

本設備工事の施工範囲は、上記の設計・製作・搬入・据付・配管・配線及び塗装工事並びに試運転調整及びそれにより生ずる手直しまでの一切を行うものとする。

### § 3 据付工事

#### 1. 概要

本工事は、既設脱水機設備関係の改築工事を行うもので、内容は下記の通りである

- (1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書および設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全性および通行人等の第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- (2) 機器の搬入・据付の際は、機器本体・構造物に対して損傷を与える事のないように注意すること。
- (3) 機器の据付の詳細については、施工図を提出の上、監督員の指示を受けること。

#### 2. 電気設備工事

##### (1) 盤の据付

- 1) 自立形盤は水平に据付くように調整のうえ、アンカーボルトで基礎ベース上に堅牢に固定すること。
- 2) 装柱形盤は所定の金具で柱に強固に取付けのこと。

##### (2) 電線管工事

- 1) 電線管は施工場所により適正な材料を使用すること。
- 2) 地中埋設部については埋設シートを敷設のこと。

##### (3) 配線工事

- 1) 配線は目的により適正なケーブルを使用すること。
- 2) 各端子への接続は圧着端子で行うこと。
- 3) 機器専用ケーブル及び延長ケーブルの長さについては、事前に現地確認を行い十分な延長を考慮すること。

#### 3. その他

その他不明な事項は監督員と協議を行い施工すること。

様式 1

機器一覽表 (1 / 2)

(更新)

[illegible]

様式 1

機器一覽表 (2 / 2)

(撤去)

[illegible]

## スクラップ集計表

[illegible]

## 様式 3

## 直接労務費集計表（1／1）

（据付）

| 項 目                |      | 普通<br>作業員 | 設備<br>機械工 | 配 管 工 | 左 官 工 | 溶 接 工 | ダクト工 | 電 工 | 技 術 者 | 機械設備<br>据付工 |
|--------------------|------|-----------|-----------|-------|-------|-------|------|-----|-------|-------------|
| 機器等据付工             | (P.) | 2.903     |           |       |       |       |      |     |       | 26.127      |
| 電気機器等据付工           | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 铸铁管(350φ以下)据付工     | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 铸铁管(400φ以下)据付工<人力> | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 同上 <クレーン類使用>       | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 大口径鋼管据付工           | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 小配管据付工             | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
|                    |      |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 合計人数               |      | 2.903     |           |       |       |       |      |     |       | 26.127      |
| 設計書計上人工数①          |      | 2人        |           |       |       |       |      |     |       | 26人         |

（撤去）

| 項 目            |      | 普通<br>作業員 | 設備<br>機械工 | 配 管 工 | 左 官 工 | 溶 接 工 | ダクト工 | 電 工 | 技 術 者 | 機械設備<br>据付工 |
|----------------|------|-----------|-----------|-------|-------|-------|------|-----|-------|-------------|
| 機器等据付工         | (P.) | 1.161     | 10.449    |       |       |       |      |     |       |             |
| 電気機器等据付工       | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 铸铁管(350φ以下)据付工 | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 铸铁管(400φ以下)据付工 | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 同上 <クレーン類使用>   | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 大口径鋼管据付工       | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 小配管据付工         | (P.) |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
|                |      |           |           |       |       |       |      |     |       |             |
| 合計人数           |      | 1.161     | 10.449    |       |       |       |      |     |       |             |
| 設計書計上人工数②      |      | 1人        | 10人       |       |       |       |      |     |       |             |

| 項 目     |  | 普 通<br>作業員 | 設 備<br>機械工 | 配 管 工 | 左 官 工 | 溶 接 工 | ダクト工 | 電 工 | 技 術 者 | 機械設備<br>据 付 工 |
|---------|--|------------|------------|-------|-------|-------|------|-----|-------|---------------|
| 総人工数①+② |  | 3人         | 10人        |       |       |       |      |     |       | 26人           |

【注】職種別人工数の集計ごとに、有効数字3桁とし、次の位及び小数点以下は切り捨てる。

機器等据付工 (1 / 1)

[illegible]

### ＜＜類別步係＞＞

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 第1類 | $Y = 12.2X^{0.711}$ |
| 第2類 | $Y = 4.8X^{0.776}$  |
| 第3類 | $Y = 14.2X^{0.676}$ |
| 第4類 | $Y = 4.8X$          |
| 第5類 | $Y = 3.5X'$ (×)     |
| 第6類 | $Y = 7.5X$          |
| 第7類 | $Y = 4.9X$          |

|                |        |  |      |       |
|----------------|--------|--|------|-------|
| 計              | 29.03  |  | 3.87 | t     |
| 機械設備据付工 (×0.9) | 26.127 |  |      | 輸送重量計 |
| 普通作業員 (×0.1)   | 2.903  |  |      |       |
| 設備機械工 (×1)     |        |  |      |       |

第5類  $Y = 3.5X'$  (メンブレン散気装置。×'は必要空気量( $m^3/min$ )、単位重量には必要空気量を記載している。また、散気板、散気筒は別途積算。)

【注】補正した歩掛りは、標準歩掛りの有効桁数と同一とし、以下は切り捨てる。

機器等撤去工（1 / 1）

| 機器名称     | 数量 | 単位重量<br>(TON) | 種別 | 歩 掛 り          |      |                  |            | 据付工    |         | 輸送費用<br>重 量<br>(TON)      | 備考    |
|----------|----|---------------|----|----------------|------|------------------|------------|--------|---------|---------------------------|-------|
|          |    |               |    | 単位当り据付工<br>(人) |      | 割増・<br>低減率       | 補 正<br>歩 掛 | 第1～第6類 | 第7類(直材) |                           |       |
| 汚泥掻寄機    | 1  | 3.28          | 6  | 7.5×3.28       | 24.6 |                  | 0.4        | 9.84   |         | 3.28                      | POD設備 |
| スカムスキマ   | 1  | 0.59          | 6  | 7.5×0.59       | 4.43 |                  | 0.4        | 1.77   |         | 0.59                      | POD設備 |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |
| <<類別歩係>> |    |               |    |                |      | 計                |            | 11.61  |         | 3.87 t                    |       |
|          |    |               |    |                |      | 設 備 機 械 工 (×0.9) |            | 10.449 |         | 輸送重量計<br>設備機械工計<br>10.449 |       |
|          |    |               |    |                |      | 普 通 作 業 員 (×0.1) |            | 1.161  |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      | 設 備 機 械 工 (×1)   |            |        |         |                           |       |
|          |    |               |    |                |      |                  |            |        |         |                           |       |

第1類 Y= 12.2X<sup>0.711</sup>  
第2類 Y= 4.8X<sup>0.776</sup>  
第3類 Y= 14.2X<sup>0.676</sup>  
第4類 Y= 4.8X  
第5類 Y= 3.5X' (メンブレン散気装置。×'は必要空気量(m<sup>3</sup>/min) 、単位重量には必要空気量を記載している。また、散気板、散気筒は別途積算。)  
第6類 Y= 7.5X  
第7類 Y= 4.9X

【注】撤去物を再使用しない場合で、撤去対象物の標準歩掛りに機械設備据付工を掲げているときは、機械設備据付工を設備機械工と読み替える。  
【注】補正した歩掛りは、標準歩掛りの有効桁数と同一とし、以下は切り捨てる。